

令和2年 第4回

# 宿毛市議会臨時会会議録

令和2年11月26日開会  
令和2年11月26日閉会

宿毛市議会事務局

令和2年第4回宿毛市議会臨時会会議録

目 次

第 1 日 (令和2年11月26日 木曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
事務局職員出席者	1
出席要求による出席者	2
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	3
○日程第2 会期の決定	3
○日程第3 議案第1号から議案第6号まで	3
(提案理由の説明)	
市 長	3
質 疑	4
1 川田栄子議員	4
市民課長	4
川田栄子議員	5
委員会付託省略	
(議案第1号及び議案第2号)	
討論・表決	5
(議案第3号)	
討論・表決	5
(議案第4号)	
討論・表決	5
(議案第5号)	
討論	6
川田栄子議員 (反対)	6
表決	6
(議案第6号)	
討論・表決	6
閉 会 (午前11時43分)	

付 録

議決結果一覧表..... 付－ 1

令和2年  
第4回宿毛市議会臨時会会議録第1号

第1日（令和2年11月26日 火曜日）

午前10時 開議

1 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 専決処分した事件の承認について

議案第2号 専決処分した事件の承認について

議案第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第5号 令和2年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第6号 宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号から議案第6号

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三千代 君	7番 高 倉 真 弓 君
8番 山 上 庄 一 君	9番 山 戸 寛 君
10番 岡 崎 利 久 君	11番 野々下 昌 文 君
12番 松 浦 英 夫 君	13番 寺 田 公 一 君
14番 濱 田 陸 紀 君	

----- . . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長 朝比奈 淳 司 君

次長兼庶務係長 奈良 和 美 君  
兼調査係長

議事係長 宮 本 誉 子 君

----- . . ----- . . -----  
6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	桑 原 一 君
市 民 課 長	沢 田 美 保 君
環 境 課 長 補 佐	土 居 祐 仁 君
都 市 建 設 課 長	小 島 裕 史 君
教 育 長	出 口 君 男 君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	和 田 克 哉 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	平 井 建 一 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長（野々下昌文君） これより、令和2年第4回宿毛市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において濱田陸紀君及び今城 隆君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

この際、議長から報告いたします。

地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分事項の報告につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

日程第3、議案第1号から議案第6号までの6議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。

本日は、令和2年第4回宿毛市議会臨時会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号及び議案第2号は、いずれも地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処

分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

順を追って御説明をいたします。

議案第1号は、令和2年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

主な内容につきましては、小深浦高台造成工事に関しまして、工事の無効・違法確認を求める訴訟が高知地方裁判所に提起されましたので、応訴に際し、民事訴訟法第55条第1項及び第2項の規定に基づき、訴訟代理権限を本市の顧問弁護士である松岡章雄弁護士に委任するために予算を緊急に補正をする必要が生じたので、専決処分したものでございます。

議案第2号は、令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算でございます。

内容につきましては、学校給食センターの蒸気ボイラー並びに調理室用エアカーテンの故障により、緊急に予算補正をする必要が生じたので、専決処分をしたものでございます。

議案第3号及び議案第4号は、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

内容につきましては、現教育委員会委員の山陸太一氏及び増田裕恵氏が、令和2年11月30日をもって任期満了となりますので、山陸太一氏の再任及び、新たに山下量子氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第5号は、令和2年度宿毛市一般会計補正予算についてでございます。

総額で2,417万5,000円を増額しようとするもので、主な事業内容としましては、新型コロナウイルス感染症防止対策としまして、市民課窓口での密集・密接を避け、来庁者の滞在時間の短縮を図るため、書かない窓口整備事業として、1,727万円などを計上しており

ます。

議案第6号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、令和2年人事院勧告の実施に伴う期末手当の改定等を行う必要があるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

以上が、御提案申し上げました議案の内容です。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（野々下昌文君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） おはようございます。

4番、川田栄子、質疑をさせていただきます。

議案第5号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第11号）、8ページです。

第2款総務費、第1項総務管理費、25目新型コロナウイルス対策費、12節委託料、書かない窓口整備事業委託料1,727万円について、お伺いいたします。

新規事業調査表にもございますが、分かりやすい説明をお願いいたします。

目的についてと、それから自治体のメリットと住民のメリットについて。それから、これはコロナ対策交付金ということですが、年間維持費については、当自治体が維持管理をしていかなければならないとなりますので、どれくらいかかるのかということなど。

そして、使用頻度が書かない窓口整備事業、書かない窓口となるためには、今までの転入転出ほか、適用される手続が月間平均どれくらい

申請されていたのか。費用対効果の面からも、質問をさせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（野々下昌文君） 市民課長。

○市民課長（沢田美保君） おはようございます。市民課長、4番、川田議員の質疑にお答えいたします。

議案第5号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第11号）、8ページ、歳出の第2款総務費、第1項総務管理費、25目新型コロナウイルス対策費、12節委託料、書かない窓口整備事業委託料1,727万円につきまして、説明させていただきます。

本事業は、一連の手続を行う際に、同じ項目を何度も手書き記載する現状を改善するため、ICTを活用した業務改革を行うものです。

マイナンバーカード等を利用して、各種申請書や届書に住所、氏名等を印刷するシステムを導入し、窓口において同じ項目を何度も記載するなど、手書きの量が多いことを解消するものです。

このことにより、市民の利便性の向上と、各種申請書の補正等の確認に係る職員の負担軽減を図ることができるものと思われま

す。手書き記載量の減少により、来庁者の滞在時間の短縮を目指し、密集・密接にならない窓口を整備する事業となっております。

システム導入後の維持費となりますが、次年度からシステム使用料及び保守料として、年間195万円程度を想定しております。

市民課の窓口での各種申請書の月平均の取扱いの件数は、現在の市民課と税務課だけのものにはなりますが、証明書等の交付が、月平均で約8,800件、転入転出等の移動を伴うものが、月平均で約150件となっております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 臨時議会でございますので、質問もございませんけれども、各県内の自治体を伺ってみましたら、どこも検討する予定がないと。非常にお金がかかるものであるからということで、また維持費についても、補助金はもらえても、あとの維持費に負担がかかっていくので、とてもできないと。そういう県内の自治体が、言葉としては、感想を伺いたしたところ、そういうことが多かったですね。

必要な市民サービスではあるかも分かりませんが、コロナ対策としたら、もっと福祉の面とか、必要なところがあるんじゃないかなとは思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

-----・-----・-----

午前11時35分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案6件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第6号までの6議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、「議案第1号及び議案第2号」の

2議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号及び議案第2号」2議案は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号及び議案第2号」2議案は、これを承認することに決しました。

これより、「議案第3号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第3号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第3号」は、これに同意することに決しました。

これより、「議案第4号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第4号」を採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）



○議長（野々下昌文君） 起立多数であります。

よって「議案第4号」は、これに同意することに決しました。

これより、「議案第5号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

4番、川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 4番、川田栄子でございます。

書かない窓口整備事業について、約1,700万円の予算について、反対討論を行います。

ただいま、担当課長から説明を受けましたが、議員は表決の際に、賛否を明らかにしなければなりません。疑問点の解明をすることが、まだ私にはできておりません。約1,700万円の事業を臨時議会では一般質問もできない中で、理解することは到底できません。

住民の福祉、利便性の向上を図るべきであります。そして、各業務の効率化は住民サービスにおいても必要なことであることは、よく理解しております。

事業には予算を伴います。費用対効果も考えなければなりません。

全国でも書かない窓口、採用しているところはございます。ほとんど10万以上の人口を抱えている大自治体ですね。

高知県下ではありません。なぜしないかということのお気持ちなども聞かせていただきました。よそがしていないからする必要はないということは、申しません。でも、今のところ、コンビニなんかで申請をすることによって、住民にサービスが滞りなくできていると。今までどおりをやっていきたくと。

将来、デジタル化ということを目指せば、いずれなるかも分からないけれども、そのことを今、必要としているものではないと。私の聞き合わせた四、五件の自治体では、そういうお話を伺いました。

を伺いました。

必要なものであるかどうか、ということよりも、コロナ対策で交付金がおありとしましたら、もっと今、市民が抱えている切実なところにこの交付金を使うべきではないかと考えております。

書かない窓口、宿毛市に今、本当に必要かどうか、私は賛成することができません。

以上で反対討論を終わります。

○議長（野々下昌文君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第5号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野々下昌文君） 起立多数であります。

よって「議案第5号」は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第6号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第6号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野々下昌文君） 全員起立であります。

よって「議案第6号」は、原案のとおり可決されました。

以上で、今期臨時会の日程は全て議了いたしました。

これにて、令和2年第4回宿毛市議会臨時会

を閉会いたします。

午前11時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 野々下 昌文

議員 濱田 陸紀

議員 今城 隆

令和2年第4回宿毛市議会臨時会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1号	専決処分した事件の承認について	11月26日	承 認
第 2号	専決処分した事件の承認について	11月26日	承 認
第 3号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	11月26日	同 意
第 4号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	11月26日	同 意
第 5号	令和2年度宿毛市一般会計補正予算について	11月26日	原案可決
第 6号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	11月26日	原案可決